

4 改札口

《基本的考え方》

- ・ 移動円滑化経路を構成する改札口は、車椅子使用者、視覚障害者等誰もが円滑に利用できるものとする。
- ・ 改札口には、高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮して有人改札口を設けることが望ましい。
- ・ 改札口の1以上には、券売機等から連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、また音声誘導設備を併用して視覚障害者の円滑な移動に配慮する。

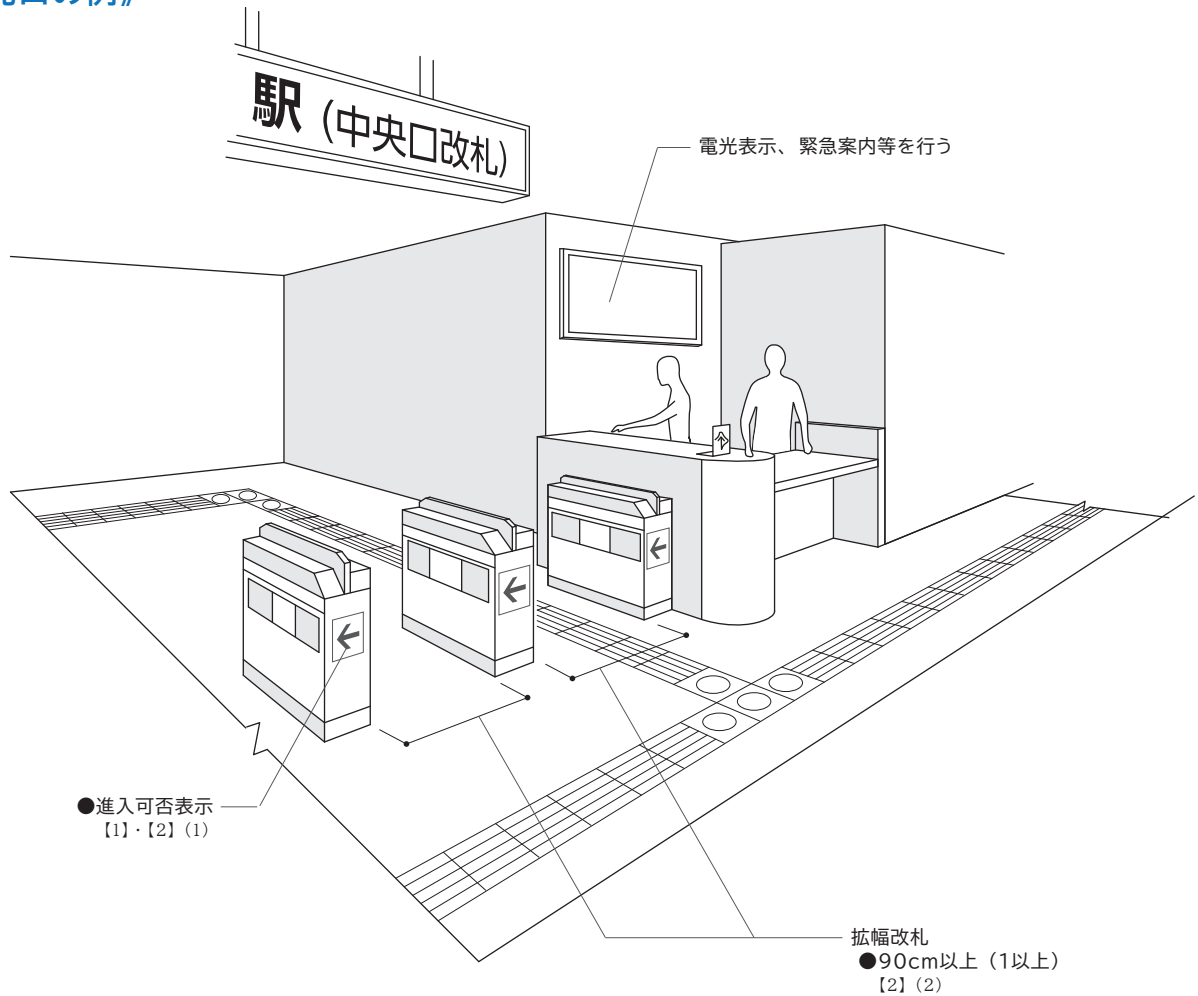
【1】自動改札機

| | | |
|-------|--|-----------|
| 自動改札機 | 改札口に自動改札機を設ける場合においては、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものとする。 | ニ 改札口 (1) |
|-------|--|-----------|

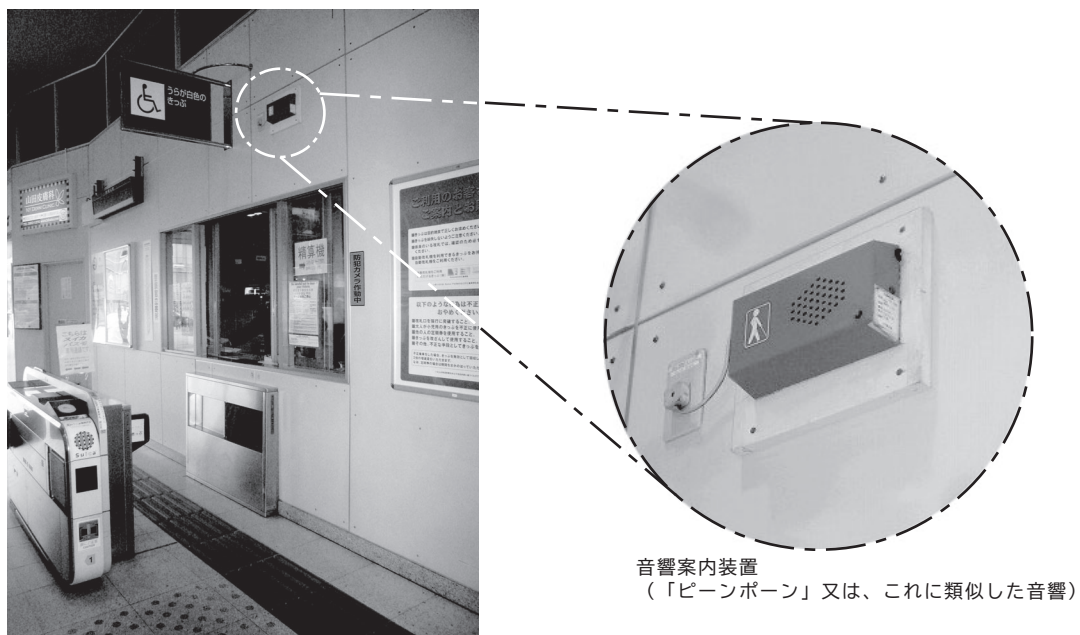
【2】移動円滑化経路を構成する改札口

| | | |
|-------|---|--------------|
| 自動改札機 | (1) 改札口に自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものか。 | ニ 改札口 (1) |
| 幅 | (2) 幅は 90cm 以上とすること。 | ニ 改札口 (2)(一) |
| 段 | (3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。 | ニ 改札口 (2)(二) |

《改札口の例》



《音響案内（鉄軌道駅の改札口）の例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年(2019年)3月改訂版 427ページ【図15.1】